

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（〇〇事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

【備考】

複数の水利使用規則がある場合は、水利使用規則ごとに規程を作成できるものとする。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（〇〇事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

第6条 用排水調整委員会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

- 2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任し、用排水調整委員会に報告する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 ○○頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

【備考】

配水量や配水期間を定めない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を「配水ブロックへの配水方法」等に改めること。

(諮問及び答申)

第8条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、○月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、○月末日までに答申するものとする。

(意見聴取)

第9条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、○月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第10条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第12条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

(問合せ先)

第13条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、用排水調整委員会に報告するものとする。

附 則 (○年○月○日議決)

この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（〇〇事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

【備考】

なお、複数の水利使用規則がある場合は、水利使用規則ごとに規程を作成できるものとする。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（〇〇事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 その他必要な事項

(諮問及び答申)

第7条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、○月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、○月末日までに答申するものとする。

(意見聴取)

第8条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、○月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

(協議)

第9条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第10条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第11条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

(問合せ先)

第12条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則 (○年○月○日議決)

この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

第6条 用排水調整委員会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

- 2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任し、用排水調整委員会に報告する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

- 2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間

- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

【備考】

配水量や配水期間を定めない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を「配水ブロックへの配水方法」等に改めること。

(諮問及び答申)

第8条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、○月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、○月末日までに答申するものとする。

(意見聴取)

第9条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、○月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第10条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第12条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

(問合せ先)

第13条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、用排水調整委員会に報告するものとする。

附 則 (○年○月○日議決)

この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(用排水調整委員会)

第5条 用排水調整委員会は、農業用水の利用の調整を図るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の諮問に対する答申。
- 二 用水期間中の利水の調整に関すること。
- 三 その他の事項。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 その他必要な事項

(諮問及び答申)

第7条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、〇月末日までに用排水調整委員会に諮問しなければならない。

2 用排水調整委員会は、前項の諮問に応じて、〇月末日までに答申するものとする。

る。

(意見聴取)

第8条 用排水調整委員会は、配水計画の案の作成に当たり、○月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

(協議)

第9条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第10条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第11条 渇水時等における通水制限等については、用排水調整委員会に諮った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水調整委員会に報告するものとする。

(問合せ先)

第12条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則 (○年○月○日議決)

この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（〇〇事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

【備考】

複数の水利使用規則がある場合は、水利使用規則ごとに規程を作成できるものとする。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（〇〇事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第5条 理事会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、〇月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

【備考】

配水量や配水期間を定めない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を「配水ブロックへの配水方法」等に改めること。

(意見聴取)

第7条 理事会は、配水計画の作成に当たり、〇月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第8条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第12条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第13条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附 則（○年○月○日議決）
この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、水利使用規則（〇〇事業）で定める範囲内において、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

【備考】

複数の水利使用規則がある場合は、水利使用規則ごとに規程を作成できるものとする。

第4条 耕作者等は、水利使用規則（〇〇事業）に定めるもののほか、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第2章 配水計画

(配水計画)

第5条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、〇月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 その他必要な事項

(意見聴取)

第6条 理事会は、配水計画の作成に当たり、〇月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

(協議)

第7条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第8条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第9条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第10条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則 (〇年〇月〇日議決)

この規程は、〇年〇月〇日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第5条 理事会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

2 理事会は、配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、〇月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

【備考】

配水量や配水期間を定めない場合は、「配水ブロックへの配水量及び配水期間」を「配水ブロックへの配水方法」等に改めること。

(意見聴取)

第7条 理事会は、配水計画の作成に当たり、○月末日までに、配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第8条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附 則 (○年○月○日議決)

この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画（〇〇地区）の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第2章 配水計画

(配水計画)

第5条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、〇月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇頭首工における最大取水量及び取水期間
- 二 その他必要な事項

(意見聴取)

第6条 理事会は、配水計画の策定に当たり、〇月末日までに、耕作者等から聴き取り等を行い、翌年度の用水期間等についての意向を把握するものとする。

(協議)

第7条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ関係土地改良区その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、農業協同組合その他理事会が必要と認める者から、地域の営農の状況等についての意見を聴取するものとする。

【備考】

農業用水の配分に当たり、他の土地改良区や水利組合等と調整を行う必要がない場合には、本条を削除すること。

(周知)

第8条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、区報、定款第6条による公告その他の方法により組合員に周知するものとする。

【備考】

土地改良区の実態に応じて、区報、公告以外の組合員等への周知方法を記載すること。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第9条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第10条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則 (○年○月○日議決)

この規程は、○年○月○日から施行する。

土地改良区利水調整規程例

何土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第2章 配水計画

(配水計画)

第5条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、〇月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 〇〇ため池における配水期間
- 二 その他必要な事項

【備考】

第2項の一にあるため池は、地域の実情に応じて記載すること。

(意見聴取)

第6条 理事会は、配水計画の策定に当たり、〇月末日までに耕作者等から聴取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(周知)

第7条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、定款第6条による公告により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第8条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第9条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、事務局とする。

附 則（平成〇年〇月〇日議決）

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

配水計画例

何土地改良区〇年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

期間 水量	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	年間総取水量
最大取水量	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³
最大使用水量	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	

【備考】

取水量等は、水利使用規則から抜粋して記載する。

第2章 各配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 配水ブロックへの配水量及び配水期間は、次の表のとおりとする。また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

期間 ブロック	苗代期	代掻き期	普通期①	普通期②
Aブロック	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s
Bブロック	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s
Cブロック	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s	〇月〇日から 〇月〇日まで 〇m ³ /s

【備考】

- ① 配水量は、「〇割通水」、「水位〇cm」など、施設の管理実態を踏まえて記載すること。
- ② 配水期間は、営農実態を踏まえて記載すること。

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別紙2のとおりとする。

第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙3のとおりとする。

(別紙1) ○○土地改良区配水ブロック図

(管内地図にブロック割りを示すこと)

(別紙2) ○○土地改良区配水ブロック代表者及び連絡先

配水ブロック	代表者	連絡先
Aブロック	×× ××	××××-××××-××××
Bブロック	○○ ○○	○○○○-○○○○-○○○○
Cブロック	△△ △△	△△△△-△△△△-△△△△

【備考】

別紙2は個人情報を含むものであり、取扱いには十分留意すること。

(別紙3) ○○土地改良区 関係機関

協議対象	意見聴取
<ul style="list-style-type: none"> ・ ××土地改良区 (○○県○○市) ・ △△土地改良区 (○○県○○町) ・ ●●水利組合 ・ ○○県 ・ □□市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ××農業協同組合 ・ △△農業委員会

配水計画例

何土地改良区〇年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

期間 水量	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	年間総取水量
最大取水量	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³
最大使用水量	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	

【備考】

取水量等は、水利使用規則から抜粋して記載する。

第2章 各配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水方法)

第4条 各配水ブロックへの配水については、各ほ場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水計画に基づき、所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

ブロック	面積 (ha)	平均間断日数 (日)	平均散水時間 (hr/回)	平均散水回数 (回/日)	配水量	配水期間
Aブロック	〇〇	〇	〇	〇	〇〇m ³ /s	〇月〇日 ～〇月〇日
Bブロック	〇〇	〇	〇	〇	〇〇m ³ /s	〇月〇日 ～〇月〇日
Cブロック	〇〇	〇	〇	〇	〇〇m ³ /s	〇月〇日 ～〇月〇日

【備考】

畑地かんがいなど、平均間断日数、平均散水時間、平均散水回数、平均配水量、配水期間を示すことが困難な場合には、ほ場への配水条件を示すなど地域の実態に応じた記載とすること。また、配水期間は、営農実態を踏まえて記載すること。

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別紙2のとおりとする。

第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙3のとおりとする。

(別紙1) ○○土地改良区配水ブロック図

(管内地図にブロック割りを示すこと)

(別紙2) ○○土地改良区配水ブロック代表者及び連絡先

配水ブロック	代表者	連絡先
Aブロック	×× ××	××××-××××-××××
Bブロック	○○ ○○	○○○○-○○○○-○○○○
Cブロック	△△ △△	△△△△-△△△△-△△△△

【備考】

別紙2は個人情報を含むものであり、取扱いには十分留意すること。

協議対象	意見聴取
<ul style="list-style-type: none"> ・ ××土地改良区 (○○県○○市) ・ △△土地改良区 (○○県○○町) ・ ●●水利組合 ・ ○○県 ・ □□市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ××農業協同組合 ・ △△農業委員会

配水計画例

何土地改良区〇年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量及び使用水量は、次の表のとおりとする。

期間 水量	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日から 〇月〇日まで	年間総取水量
最大取水量	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³
最大使用水量	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	〇〇m ³ /s	

【備考】

取水量等は、水利使用規則から抜粋して記載する。

第2章 利水調整に係る連絡先

第3条 利水調整に係る連絡先は別紙1のとおりとする。

第3章 その他

(関係機関)

第4条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙2のとおりとする。

(別紙1) 〇〇土地改良区利水調整連絡先

利水調整担当者 : 〇〇 〇〇

連絡先 : 〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【備考】

別紙1は個人情報を含むものであり、取扱いには十分留意すること。

(別紙2) 〇〇土地改良区 関係機関

協議対象	意見聴取
<ul style="list-style-type: none"> ・ ××土地改良区 (〇〇県〇〇市) ・ △△土地改良区 (〇〇県〇〇町) ・ ●●水利組合 ・ 〇〇県 ・ □□市 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ××農業協同組合 ・ △△農業委員会

配水計画例

何土地改良区〇年度配水計画

(〇〇施設における配水期間)

- 1 配水期間は〇月〇日から〇月〇日までとし、配水量は〇〇施設の貯水量、河川の流況や天候等を勘案して決定することとする。

(利水調整に係る連絡先)

- 2 利水調整に係る連絡先は別紙のとおりとする。

(別紙) 〇〇土地改良区利水調整連絡先

利水調整担当者：〇〇 〇〇

連絡先：〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【備考】

別紙は個人情報を含むものであり、取扱いには十分留意すること。

土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、土地改良事業計画の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作又は養畜の業務を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

(理事会)

第5条 理事会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

2 理事会は配水ブロックごとに農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水ブロックの代表者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、3月末日までに配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項に記載しなければならない。

- 一 配水ブロックへの配水方法。
- 二 その他必要な事項。

(意見聴取) 農家の意見がどのような形で反映されるかがポイント

第7条 理事会は、配水計画の策定に当たり、2月末日までに配水ブロックの代表者から、翌年度の用水期間等について意見を聴取するものとする。

2 配水ブロックの代表者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(協 議)

第8条 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、あらかじめ[]土地改良区連合その他の関係機関と協議を行うものとする。

2 理事長は、配水計画の作成に当たり、必要に応じて、理事会若しくは、理事長が必要と認める者から、地域の営農状況等についての意見を聴取するものとする。

(周 知)

第9条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、定款6条による公告又は、その他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第10条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合には、理事長が決定し、後日理事会に報告するものとする。

(問合せ先)

第11条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、配水ブロックの代表者とする。

2 配水ブロックの代表者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成[]年[]月[]日から施行する。

(平成[]年[]月[]日)

* 下線部は地域の実情に応じて記載されている。

配水計画

土地改良区令和元年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、
 (第一頭首工)
 (第二頭首工左岸)
 (第二頭首工右岸)

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分 \ 期間	しろかき期 (4月 1日から 5月25日まで)	普通かんがい期 (5月26日から 9月10日まで)	非かんがい期 (9月11日から 翌年3月31日まで)
第一頭首工	m ³ /s	m ³ /s	m ³ /s
第二頭首工(左岸取水口)	m ³ /s	m ³ /s	m ³ /s
第二頭首工(右岸取水口)	m ³ /s	m ³ /s	m ³ /s
計	m ³ /s	m ³ /s	m ³ /s

第2章 配水ブロックへの配水量及び配水期間

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは別紙1に定めるとおりとする。

(配水量及び配水期間)

第4条 各配水ブロックへの配水量及び配水期間は、次の表のとおりとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

1 第一頭頭首工

ブロック	面積 (ha)	しろかき期(日最大取水量)
		m ³ /s
		()
		m ³ /s
		m ³ /s
	(他土地改良区のブロックを含む)	m ³ /s
合計		m ³ /s

2 第二頭頭首工 左岸側

ブロック	面積 (ha)	しろかき期(日最大取水量)
■	■	■ m3/s
■	■	■ m3/s
合計		■ m3/s

3 第二頭頭首工 右岸側

ブロック	面積 (ha)	しろかき期(日最大取水量)
■	■ (他土地改良区のブロックを含む)	■ m3/s
合計		■ m3/s

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別紙2のとおりとする。

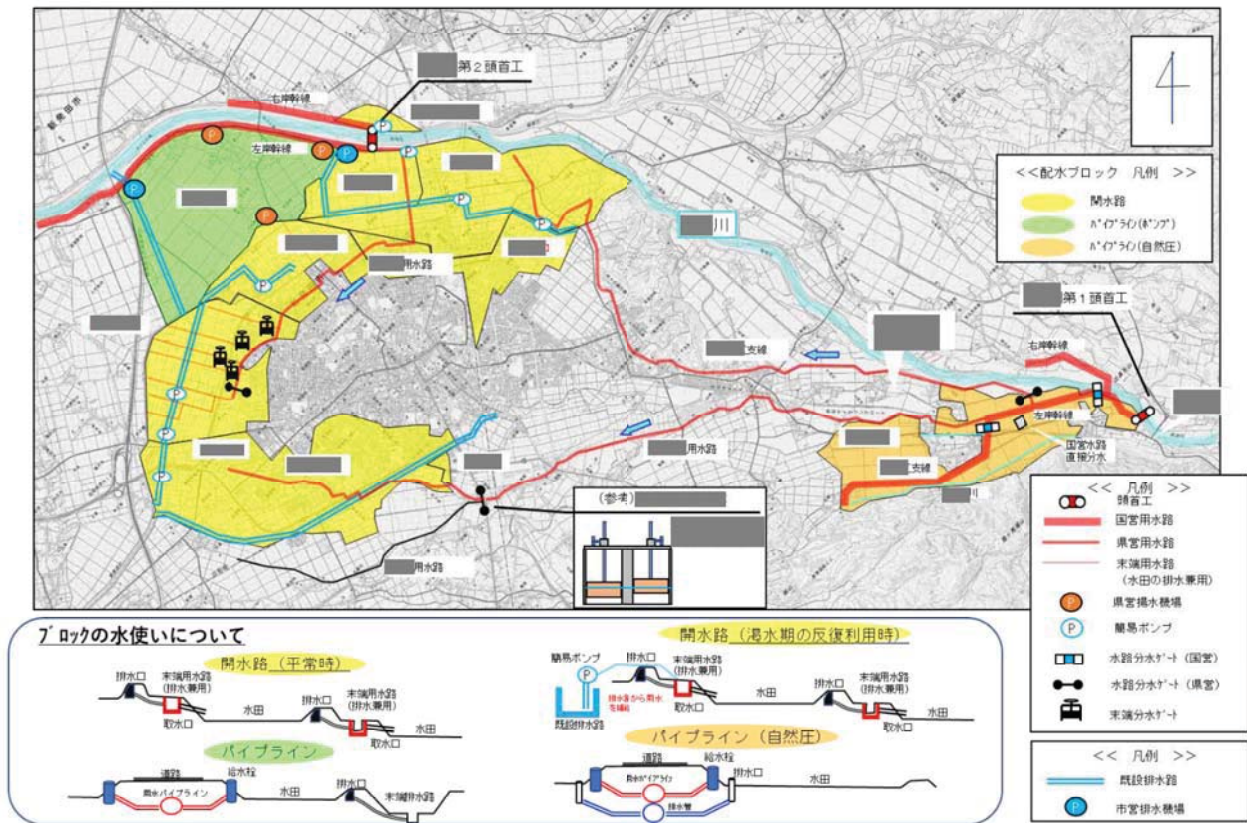
第3章 その他

(関係機関)

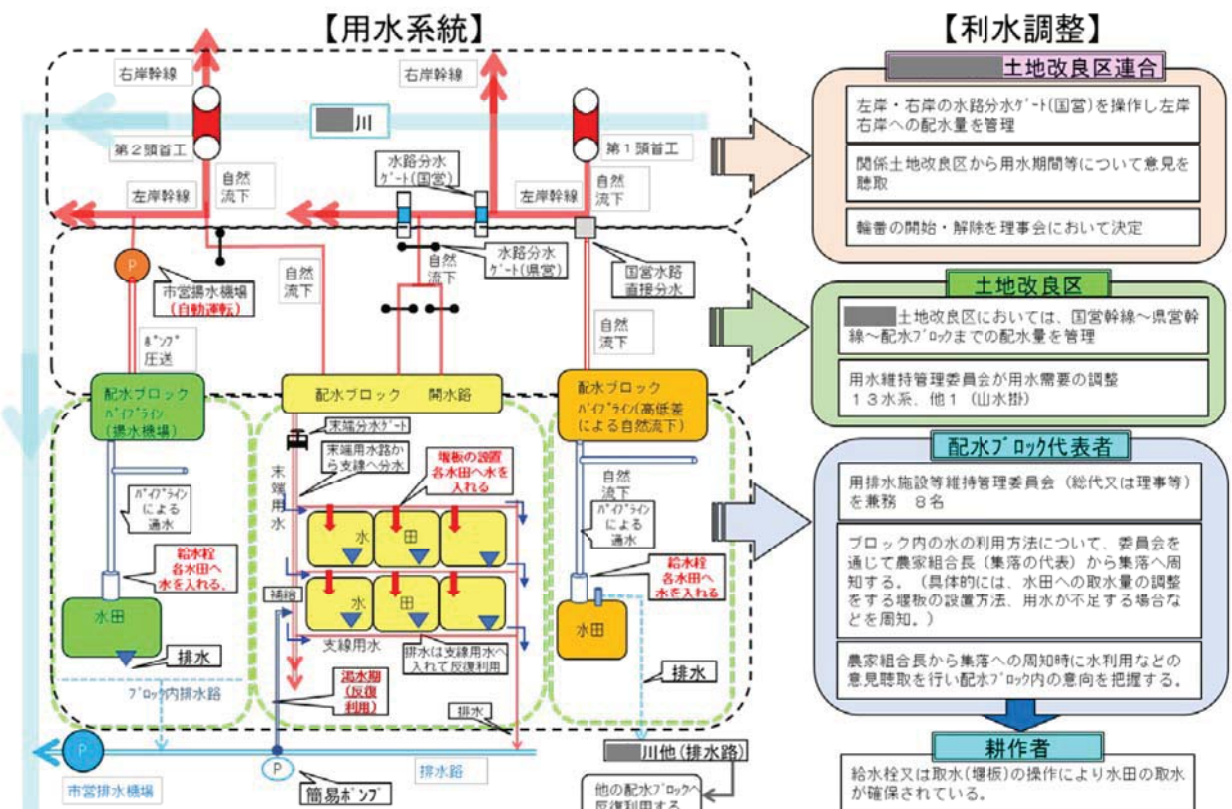
第6条 本地区の利水調整に係る関係機関は別紙3のとおりとする。

参考事例の別紙3は省略

1 配水ブロック図



2 利水調整概要図



(別紙2) 土地改良区配水ブロック代表者及び連絡先

配水ブロック	代表者	連絡先
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■		
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■
■■■■■		
■■■■■		
■■■■■		
■■■■■	用排水施設等維持管理委員会 委員長	■■■■■

■■■■土地改良区利水調整規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、■■■■土地改良区の用水受益地について適用するものとする。

(原則)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の営農の状況を勘案した上で、前条の地区内にある農用地につき耕作を営む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適正に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適切に農業用水を利用しなければならない。

第5条 理事会は、配水の単位となる地区（以下「配水ブロック」という。）を設定する。

2 配水ブロックは、農用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「地区管理責任者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第6条 理事会は、この規程に基づき、配水計画を定めるものとする。

2 前項の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 取水口における最大取水量及び取水期間
- 二 配水ブロックへの配水量及び配水期間
- 三 その他必要な事項

(意見聴取) 農家の意見がどのような形で反映されるかがポイント

第7条 理事会は、配水計画の案の作成に当たり、1月末日までに、地区管理責任者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2 地区管理責任者は、配水ブロック内にある農用地の耕作者等から聴き取り等を行い、その意向を把握するものとする。

(周知)

第8条 理事長は、配水計画を定めたときは、事務所の掲示場に公告、その他の方法により組合員に周知するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(渇水時等の対応)

第9条 渇水時等における通水制限等については、理事会が決定するものとする。

(問合せ先)

第10条 農業用水の利用の調整に関する問合せ先は、地区管理責任者とする。

2 地区管理責任者は、農業用水の利用の調整に関する問合せを受けたときは、理事会に報告するものとする。

附 則 (令 ■■■ 年 ■■ 月 ■■ 日 議決)

この規程は、令和 ■■ 年 ■■ 月 ■■ 日から施行する。

* 下線部は地域の実情に応じて記載されている。

配水計画

土地改良区令和元年度配水計画

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、[]の地先とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区分 \ 期間	4月 1日から 6月30日まで	7月 1日から 8月31日まで	9月 1日から 10月31日まで	11月 1日から 翌3月31日まで
最大取水量 最大注水量	[] m ³ /s	[] m ³ /s	[] m ³ /s	[] m ³ /s
年間総取水量	[] 千m ³			

第2章 配水ブロックへの配水方法

(配水ブロック)

第3条 本地区の配水ブロックは下記に定めるとおりとする。

(配水方法)

第4条 各配水ブロックへの配水については、各圃場で以下の配水条件を標準とし、各ブロックの散水方法を考慮しながら所要の水量を配水するものとする。また、配水量は標準的な水量であり、ダムの貯水量、河川の流況や天候等を勘案して配水することとなる。

散水方法は、ブロック毎の営農形態により異なるため最低限
守るべき取水量を記載している。具体的には概要図等で周知

1 右岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 h a	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1~1-8	8	[]	[] m ³ /s
2-1	2-1-1~2-1-7	7	[]	[] m ³ /s
2-2	2-2-1~2-2-5	5	[]	[] m ³ /s
2-3	2-3-1~2-3-6	6	[]	[] m ³ /s
3	3-1~3-15	15	[]	[] m ³ /s
4	4-1~4-10	10	[]	[] m ³ /s
合計		51	[]	[] m ³ /s

2 左岸幹線

分水工	分水工掛ブロック		面積 h a	かんがい期 日最大取水量
	ブロック名	ブロック数		
1	1-1~1-7	7		m ³ /s
2	2-1~2-7	12		m ³ /s
3-1	3-2-1~3-2-8	8		m ³ /s
3-2	3-2-1~3-2-8	8		m ³ /s
3-3	3-3-1~3-3-29	29		m ³ /s
4-1	4-1-1~4-1-25	25		m ³ /s
4-2	4-2-1~4-2-28	28		m ³ /s
5-1	5-1-1~5-1-29	29		m ³ /s
5-2	5-2-1~5-2-17	17		m ³ /s
6	6-1~6-30	30		m ³ /s
7-1	7-1-1~7-1-14	14		m ³ /s
7-2	7-2-1~7-2-13	13		m ³ /s
8-1	8-1-1~8-1-13	13		m ³ /s
8-2	8-2-1~8-2-4	4		m ³ /s
9	9-1~9-14	14		m ³ /s
合計		251		m ³ /s

(ブロック数には欠番・枝番のため集計上の差異が発生します。)

(配水ブロックの代表者及び連絡先)

第5条 各配水ブロックの代表者及びその連絡先は別に定める。

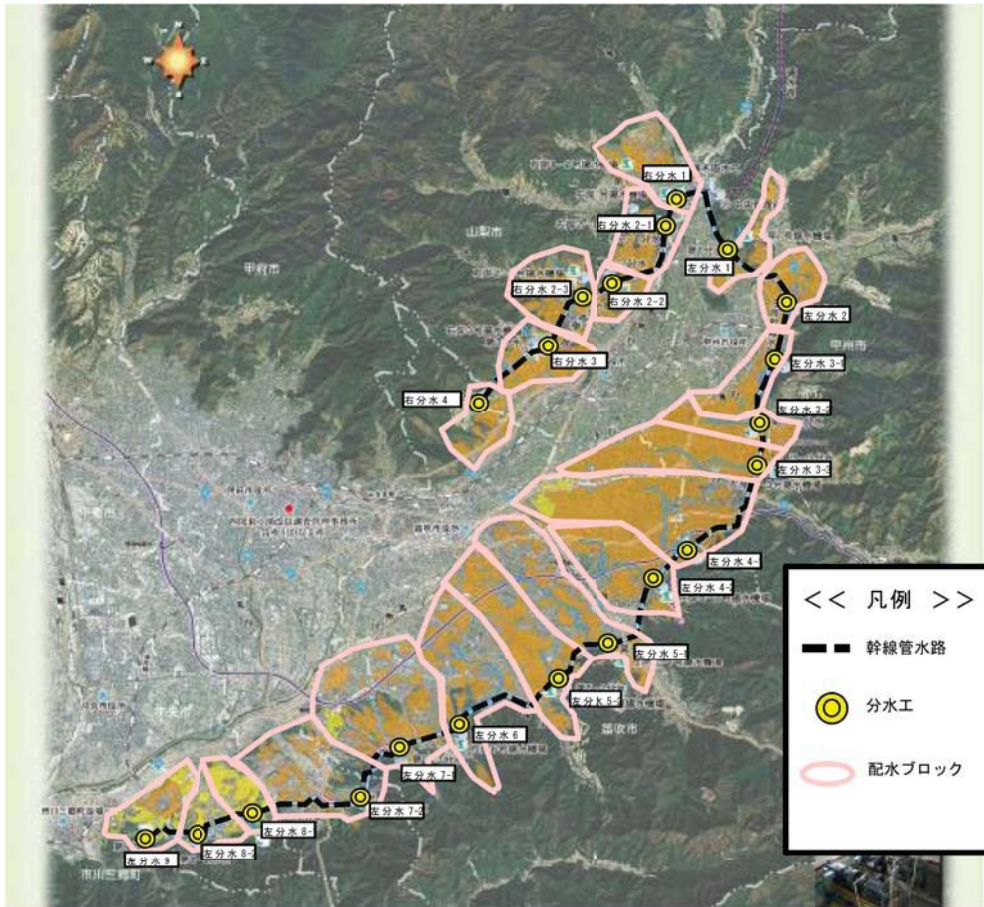
第3章 その他

(関係機関)

第6条 本地区の利水調整に係る関係機関の定めはない。

(別紙1) 土地改良区配水ブロック図

1 配水ブロック図



2 利水調整概要図

